

水と災害

2009年3月

「水関連災害」に関する有識者委員会

死者数と損害の最小化に向けた対策と行動

持続可能な発展のための災害に強い社会の形成

委員会の紹介

「水関連災害」に関する有識者委員会(HLEP)は2007年、国連「水と衛生に関する諮問委員会」(UNSGAB)の要請に基づき、ハン・スンス現韓国国務総理・前韓国水フォーラム会長を委員長として設立された。当委員会は防災・災害緊急援助、国際問題などの専門家21人から構成されており(6頁参照)、世界水会議(WWC)、国連国際防災戦略事務局(UN/ISDR)、日本水フォーラム(JWF)が共同でモデレータを務めてきた。安全な世界を構築したいとの切なる願いの下に参集した参加者が、5回の会合(東京、ソウル、マルセイユ、ニューオーリンズ、イスタンブール)を通じて、真剣で、かつ熱意のこもった議論を重ね、その取り組みの成果として、この行動計画を発表する。

目 次

国連「水と衛生に関する諮問委員会」議長のメッセージ	1
創設委員長のメッセージ	2
行動計画	3
有識者委員会メンバー	6
付属文書 1：行動計画リスト	7
付属文書 2：用語解説	10

国連「水と衛生に関する諮問委員会」議長のメッセージ

「水関連災害」に関する有識者委員会の行動計画の発表に当たり、メッセージをお届けできることを大変光栄に思います。

この委員会は国連機関や国・地域機関に所属する有識者、水問題に取り組んでいる市民組織によって構成されています。当委員会の成果が、国連「水と衛生に関する諮問委員会」(UNSGAB)の提言である「橋本アクションプラン」から始まったことを誇りに思います。

当委員会の創設委員長は、ハン・スンス大韓民国国務総理であり、国連「水と衛生に関する諮問委員会」の委員でもあります。氏の長年にわたる水問題への多大な貢献によって、当委員会は新鮮な刺激を受け続けています。

水は生命の源であると同時に災害の原因でもあり、世界各地で多くの生命や財産が失われています。気候変動の影響のみならず洪水氾濫域に住む人口の増加に伴って、水関連災害のリスクは高まってきています。このような脆弱性の増大は、人類の持続可能な発展を阻害する要因となるのではないかと懸念されています。

我々は今、安全で持続可能な世界を保障し、生命や財産の損失を削減するために、すべての関係者と合わせ、必要な行動を起こさなければなりません。私は、国連「水と衛生に関する諮問委員会」議長として、同諮問委員会が、行動計画に盛り込まれた提言の実現に向けて、「水関連災害」に関する有識者委員会と手を携えて努力することを誓います。

オレンジ公

国連「水と衛生に関する諮問委員会」議長

創設委員長のメッセージ

水は生命であり、人類の文明にとって不可欠なものです。安全な飲料水や基礎的な衛生設備無しに、人間が生存することはできません。

水は生命にとって脅威ともなります。異常気象の増加によって、水関連災害リスクは頻度、規模の両面で増大しています。多くの生命が奪われ、社会・経済は災害の引き起こす破壊的な影響に苦しんでいます。

水に関わる問題の重大性と緊急性を認識し、国連「水と衛生に関する諮問委員会」(UNSGAB)は、水問題に対する世界の意識啓発と共通理解の形成、協力体制の促進とともに、責任ある持続可能な水管理の実践を奨励してきました。「橋本アクションプラン」に基づき、災害リスク軽減に向けた具体的な行動を進展させるため、2007年9月に「水関連災害」に関する有識者委員会が設立されました。私は創設委員長として、東京での第1回委員会を開催するという栄誉を与えられました。

残念ながら、2008年2月大韓民国国務総理を拝命するに当たり、私は委員長の職を辞しましたが、有識者委員会の英知によって成し遂げられた優れた仕事に対して、常に敬愛の念を抱いておりました。予想通り、有識者委員会の精力的な取り組みの結果が「行動計画」という形で実を結びました。この行動計画は、水関連災害を予防し、対策を整え、管理するための具体的な行動を提言しています。

我々の行く道には、今後も多くの障害が存在するでしょう。しかし「水」のような世界的な課題は、一国の政府の努力によって解決できるものではない、ということを忘れてはなりません。この地球上に住むすべての人々がこの問題の重要性を認識し、この問題との戦いに参加しようとした時にはじめて、我々が今日直面している水資源への負荷の増大を解決できるのです。

今こそ、行動を起こす時です。みなさまにも、この行動計画にある具体的な一步を踏み出すことによって、我々の故郷である地球を救うという偉大な事業に参画して頂きたいと考えております。この地球の住民である我々は、人類の幸福のためにこの困難な問題の解決策を見つけ出すという天命を共有しているのです。

ハン・スンス

「水関連災害」に関する有識者委員会創設委員長
大韓民国国務総理

行動計画

自然災害を避けることはできない。しかし、多数の死者や大規模な破壊を止めることは可能である。無分別な人間活動は、水関連災害を引き起こし、その悪影響を増大させる。気候変動や人間活動とあいまって、地球の北から南、東から西の至るところで、水の脅威は高まってきている。だが適切な備えと計画によって、死者数や破壊を削減させることができる。国際社会は、一貫性のある防災及び災害対応の原則の確立に合意している。今必要なのは、これを実現するための具体的行動と大胆な変革である。

「水関連災害」に関する有識者委員会は、2005年に開催された国連防災世界会議で国際的に合意された「兵庫行動枠組(2005–2015)」に生命を与え、迅速な実現を目指すべく、6つの緊急行動を提唱する。当委員会は、人的被害を緩和し、国際社会を災害に強くするために取り組まなければならないというメッセージを実行に移すよう、政府および諸団体に引き続き要請していくことを公約する。政府ならびに関連諸団体の対応をモニターし、それを国際社会に報告する。

6つの緊急行動¹

1) 災害が発生する前の活動を促進、最大化する

- a) 各国政府は、災害が発生する前にリスク削減するための主要な責任を負っている。しかし、政府のみで対応することは不可能である(1、32)。社会のあらゆるレベルに届く、具体的メッセージの発信やイベントの実施が必要である(37)。
- b) そこで、災害リスク削減と防災に向け、国連経済社会理事会(ECOSOC)に特別総会の開催(16)、国際商工会議所による会員への呼びかけ(31)、地方自治体連合による資料・研修コースの作成、各学校での訓練の実施(4)を要請する。2012年の世界水フォーラム、世界水週間、世界水の日において、このテーマを取り上げるよう要請する。地域機関は分析や支援プログラム遂行に資源を投入し、定期的な国際検討会議を開催しなければならない(9、10、13)。我々は、閣僚及び議会に対し、それぞれの災害への準備状況について議論すること(12、14、38)、企業に対し、その役割を再考することを要請する(22)。どんなに小さくても、各人がその役割を果たすとき、災害への備えのレベルはどこでも同じ普遍的なものとなる。

2) 予報、連絡、警報、避難システムの確立を優先的事項とする

早期予警報システムは、人々に届くことが必要である。その実現に向け、各国政府および流域組織は、総合的な洪水リスク評価を実施しなければならない。警報システムには、利用可能で最も適切な技術を活用し、現場で活動するグループや

¹ ()内の番号は付属文書1の掲載している詳細な行動計画との対応を示している。

携帯電話のネットワークと接続されるべきである(2、11、34)。国際機関、地方自治体連合、技術提供者、地域開発銀行は、こうしたシステムの構築を支援しなければならない(33)。早期予警報システム構築のために、優良事例のデータやマニュアルが必要である(19)。

3) 災害リスク削減および気候変動適応を開発計画に統合する

我々は、各国政府が地域の経済成長計画とともに、必要に応じて貧困削減戦略文書の見直しを行う(26)ことを要求する。技術系学会は水関連災害に対して耐性のある構造物の建設を推進するためのガイドラインや実例集を作成する(40)。ドナー国は、災害に対する耐性を高めるために投資を増加させるべきであり(20)、OECD/DAC の報告システム(28)はこれを促す仕組みとすべきである。主要な国立、地域あるいは国際的水文・気候研究機関は、災害リスク削減に関する最適な科学的・技術的知見を普及させるためにネットワークを構築すべきである(30)。次回の国連気候変動枠組条約締結国会議および、その他の気候変動に関する会議では、災害リスク削減を気候変動への適応のための重要な要素として追加すべきである(17、18)。また、G8 及び OECD 加盟各国は、その実施に向けた南北対話を促進すべきである(27)。国際気象機関(WMO)は、防災能力を備えた「地域気候センター」の設置に向け、本格的検討を行うべきである(7)。ドナー国は、緊急援助要請で使用されなかった資金を、災害に強い体制構築や早期復旧に使用することを認めるべきである(21)。

4) 災害対応に関する体制を改善する

地域機関は、国レベルでの防災訓練の計画や実施と、その効果の評価などの極めて重要な業務を支援することができる(6)。保険会社や再保険会社、民間企業、市民団体などは、災害対応体制の強化において重要なパートナーである(22、39)。災害対応体制の効率性を評価することが必要である。費用対効果の比較とともに(3、25)、防災体制の整備状況を評価し得る指標も必要である(30)。緊急支援活動に関する行動規範が必要である(24)。各国に配置された国際機関や各国政府は、国家防災体制の現状認識に関する定期的な会合を持つべきである(8)。

5) 被災地に安全な水・トイレを迅速に供給する

飲料水、トイレ、保健衛生などに責任を負う国家レベルの調整委員会を設置し、その権限を強化しなければならない(4、15)。市民組織、軍、飲料水および保健部門が協議して共通の計画に合意し、その計画に対応しなければならない。既存のハンドブックの評価を行うべきである(23)。

6) 新たな分野横断的行動

- a) 我々は、災害リスク削減を促進するため、水文・気象データが、あらゆるレベル(地域、国家、地元)で共有すべき公共財として認められるよう、各国政府に要請する。また、これについて国連総会での合意を求める(34)。
- b) 我々は気候変動の進行に伴う海面上昇の悪影響に共同で対処するために、河口氾濫域(デルタ)を有する国々に対し、「広域デルタ国ネットワーク」の構築を呼びかける(36)。
- c) 国立あるいは国際的水文研究機関は、非常に不確定的な気候変動に対応した、災害リスク削減のためのソフト・ハード対策を支援するため、状況分析や必要データの同定において先導的役割を果たさなければならない(29)。

有識者委員会メンバー

創設委員長	
ハン・スンス	大韓民国国務総理
共同モデレータ	
サルバノ・ブリセーニョ	国連国際防災戦略事務局長
ロイック・フォーション	世界水会議(WWC)会長
尾田栄章	日本水フォーラム
委員	
ババガナ・アフマド	前アフリカ連合委員会農村経済・農業部部長／食糧農業機関ガンビア代表
パスカル・ベルト	前フランス環境・持続可能開発省水局長
マックス・カンポス	中米水資源委員会(CRRH)委員長
マーガレット・キャトレイ・カールソン	世界水パートナーシップ(GWP)顧問
チュン・ラエ・クウォン	大韓民国外交通商部気候変動大使/ 前国連アジア・太平洋経済社会委員会(UNESCAP)、環境と持続可能な開発部長
モハメッド・バスキ・ハディエルジョノ	インドネシア公共事業省総括監察官
ラマスワミー R. アイヤー	インド政策研究センター名誉研究教授
ミシェル・ジャロー	世界気象機関(WMO)事務局長
リュウ・ヘン	中国南京水利科学研究院副院長
松浦晃一郎	国連教育科学文化機関(UNESCO)事務局長
アベル・メジア	世界銀行水インフラ局セクターマネジャー
ポール・シャーロック	機関間常設委員会(IASC)グローバルウォッシュ・クラスター(Global WASH Cluster) コーディネーター/水と衛生に関する緊急援助上級顧問
クアムルル・イスラム・シディク (2008年没)	バングラデシュ水パートナーシップ会長
竹内邦良	水災害・リスクマネジメント国際センター(ICCHARM)長
ロバート L. ヴァン・アントワープ	アメリカ陸軍工兵隊長官
クース・ヴィーリックス	オランダ国内水資源管理諮問委員会委員長／ウィレム・アレキサンダー皇太子殿下顧問
アラン・ウェリティー	英国ダンディー大学ユネスコ水法・政策・科学センター教授・研究責任者
ウォン・インヒ	前韓国国土海洋部次官
常任オブザーバー	
エリック・ラスムッセン	プレジデント& CEO, 米国人道支援プロジェクト(InSTEDD)
ロバート・マルディニ	赤十字国際委員会(ICRC)飲料水・居住担当責任者
谷口博昭	国土交通省技監

付属文書 1 : 行動計画リスト

地方・国家レベルの行動		私たちの行動	UI ²
1.	各国政府は、災害の潜在性評価やリスク削減を重視化し、経済成長を促進するために、開発計画に組み込む。	提案した行動を参加国に促すよう、国連事務総長に要請する。	1
2.	各国政府は直ちに、携帯電話のネットワークのような通信システムと接続させた、住民主体の警報システム、総合的洪水リスクマップ、総合的洪水リスク評価を整備する。	提案された行動に取り組んでいる政府を支援するよう、世界気象機関(WMO)やユネスコに(国際洪水イニシアチブを通じて)要請し、国際的金融機関に提案されている行動の達成を支援するよう要請する。	2
3.	各国政府及び主要研究機関は、災害リスク削減対策の社会、経済面の費用対効果を立証し、それを伝える。	関心のある各国政府や主要な研究機関を選定し、提案された研究を実行するよう要請する。	4
4.	各国政府は、災害中や災害後の飲料水、衛生設備、保健衛生への緊急対応を担当する調整委員会を設立し、その権限を強化する。UN-WASH cluster、WWC、IWA は、災害や紛争後に飲料水、衛生設備、保健衛生などに必要なものを迅速に評価するために、専門家やタスクフォースのデータベースを含む、最適のツールを開発し、その導入を推進する。	UN-WASH cluster に対し、国レベルの調整委員会の有効性を調査し、提言を行うよう要請する。そのような調整委員会が無いところでは、その設立を加盟国に促す。UN-WASH cluster、WWC、IWA の代表に対し、提案された行動を実行するよう要請する。	5
5.	地方自治体や関連団体は、能力開発、水関連災害リスクに対する意識の向上、最も脆弱な地域社会(団体)、若者向け教育などのプログラムを作成する。	メンバーに提案した行動の実現を促すよう、都市・自治体連合(UCLG)、持続可能性をめざす自治体協議会(ICLEI)、シティネット(CITYNET)などの地方自治体連合に働きかける。	1

地域レベルの行動		私たちの行動	UI
6.	地域の国連機関は加盟国に働きかけ、情報や経験の共有、防災訓練の実施、必要に応じて人材や緊急物資の提供などに役立つ、近隣国間のメカニズムを整備する。	国連事務総長に働きかけ、地域の国連機関が提案された行動の促進を加盟国に促すよう要請する。	4
7.	地域気候センターが必要との認識のもと、同センターはユーザーに早期警告、気候予測、リスク評価、気候変動シナリオなどを発信している各国の水文・気候機関に成果を提供すべきである。	地域気候センターを設立し、必要に応じて権限を強化し、指導的な役割を果たすよう、WMOに働きかける。	3
8.	世界銀行の各国事務所、国連の現地コーディネーター、各国政府は、防災及びリスク削減に関する会合を定期的に開催する。	世銀総裁や国連事務総長に働きかけ、各国事務所や現地コーディネーターが、提案されている会合を開催するよう要請する。	4
9.	国連の地域機関と地域開発銀行は、水関連災害に関する国民への働きかけや、認識を高めるためのワークショップを共同で開催する。	国連の地域機関や地域の開発銀行に対し、提案されたワークショップを開催するよう要請する。	1
10.	地域開発銀行は、効果的な防災計画が経済成長への寄与に貢献するかに関する地域セミナーを開催する。開発銀行は開発計画に防災を盛り込むよう提案する。	水関連災害・計画担当閣僚に働きかけ、提案されたセミナーを開催するよう地域開発銀行に要請する。	1
11.	国際的な河川流域団体は、越境河川流域に早期警報システムを構築すべきである。また、それを実行するために国際的金融機関からの支援を確保する。	提案の実現に向け、河川流域組織支援をするように、国際金融機関や河川流域組織ネットワークに働きかける。	2

² 緊急行動 (Urgent Impratives)

12.	地域組織は水関連災害に対する閣僚ネットワークの構築を要請する。	ESCAP, ECLAC などの地域団体に働きかけ、提案したネットワークの構築を要請する。	1
13.	地域組織の責任者は、地域会議を開催し、既存の災害保険の課題を明らかにする。その会議において保険会社は、さまざまなタイプの保険の利点、可能性、経験に関する報告を行う。	SADC、ASEAN、UN などの地域経済委員会の長に、提案した行動の実現を働きかける。	1
14.	地域ネットワークは、防災をテーマとした地域の水サミットを開催する。	提案した行動の実現のために地域ネットワークに働きかける。	1
15.	緊急支援団体は、現在の緊急対応、復旧、開発計画の間にある乖離を理解するために、地域のワークショップを開催する。	WASH cluster、ICRC、Early Recovery Cluster、ECHO、世銀などに働きかけ、地域ワークショップを開催する。	5

世界レベルの行動		私たちの行動	UI
16.	ECOSOC は今後、多くのセッションを災害管理に当てるべきである。	提案した行動を実現するために、ECOSOC の責務に働きかける。	1
17.	UNFCCC は災害評価とリスク削減を気候変動の適応策に組み込み、国家適応計画の範囲内で、災害削減を促進するよう、加盟国を促す。	UNFCCC を通じて、適切な会合や交渉によって、提案した行動を実現するよう、加盟国に提言する。	3
18.	IPCC や世界気候会議は、2009 年度の行事とその事後調査を通じて、水と災害に関する具体的な提言を作成する。	IPCC と WMO に、それぞれ「極端な事象の管理に関する IPCC 特別レポート」の準備過程及び世界気候会議のプログラムや提言に、水と災害を主要な議題として盛り込むよう要請する。	3
19.	WMO、GWP、UNESCO は、早期警報に対する対応の優良事例に関するデータベースを作成する。地域社会を基盤として洪水リスク管理活動をしている NGO や自治体に働きかけ、これらの経験を登録する。	提案したデータベースの作成を WMO、GWP、UNESCO に要請する。	2
20.	国連の地域機関や地域開発銀行は、気候変動への適応能力を高めるために、国際金融機関や支援組織が実施できる援助に関するワークショップを開催する。	提案したワークショップを開催するために、国連の地域機関と地域開発銀行に働きかける。	3
21.	OCHA は、緊急アピールで集まった資金のうち、使用しなかったものについて、防災強化や早期復興に転用できるメカニズムを構築する。	UN 事務総長に対し、OCHA が提案したメカニズムの構築を進めるよう働きかける。	3
22.	世界経済フォーラム、国連グローバル・コンパクト、国連、国際的ビジネス団体は、災害削減や防災に関する意識向上活動を、企業の CSR 活動に組み込むように促すワークショップを開催する。	提案したワークショップを開催するよう、世界経済フォーラム、国連グローバル・コンパクト、国連と国際的ビジネス団体に働きかける。	1
23.	水と衛生に関する救援団体の対応に関する既存のハンドブックを評価し、既存のデータ交換や基盤を再検討すべきである。新しいハンドブックに盛り込むべき課題を明確にする。	UN-WASH Cluster や WWC にこの任務を引き受けるよう働きかける。	5
24.	災害後の飲料水、衛生設備、公衆衛生(WASH)の提供に関わるすべての団体は、行動規範を順守し、尊重する。	WWC、UN-WASH cluster、ICRC に対し、既存の行動規範を検討し、新しい規範を準備するよう要請する。	4
25.	世銀は水関連災害削減における、ハード対策とソフト対策の効果を評価するための研究を行う。	提案した研究を行うよう、世銀に要請する。	4
26.	世銀は、「貧困削減戦略文書」に災害可能性評価とリスク削減を盛り込むよう各国に要請する。	提案した行動の実現を各国に促すよう、世銀に働きかける。	3

27.	G8 諸国や OECD は、気候変動適応策の一貫として、災害リスク削減に関する南北対話を主導する。	提案した対話プロセスの進展を促すよう G8 や OECD 各国に働きかける。	3
28.	OECD の DAC 加盟国は、災害リスク削減を、単なる人道的任務とはみなすべきではない。これによって、ドナーは、災害リスク削減のための予防的対策への投資を増加させることができる。	OECD の、DAC 加盟国に、提案された行動の実現を働きかける。	3
29.	国立あるいは国際水文研究機関は、非常に不確定的な気候変動に対応した、災害リスク削減のためのソフト・ハード対策を支援するため、状況分析や必要データの同定において先導的役割を果たさなければならない	主要な水文・水理研究機関に、提案した行動を実現するよう、呼びかける。	6
30.	国際洪水イニシアチブ(IFI)や国際的な水文・水理研究機関は、防災対策の効率性と効果を検証し、地方自治体が導入すべき災害への準備状況に関する指標を開発する。	IFI や国際的な水文・水理研究機関に、提案した研究を実施するよう要請する。	4
31.	国際商工会議所は、災害の潜在性評価とリスク削減を、企業の経営計画に盛り込むように、民間企業に促す。	提案した行動に着手するよう国際商工会議所に働きかける。	1
32.	地方自治体連合は、災害の潜在性評価とリスク削減を、経済開発計画や政策に盛り込むよう、会員に促す。	会員に提案した行動を促すよう、UCLG、ICLEI、CITYNET のような地方自治体連合に接触する。	1
33.	UCLG、ICLEI、CITYNET など地方自治体連合は、洪水対策訓練を含めた災害への備えや対応のために、地方自治体の国際的なネットワークの構築を支援する。	提案されたネットワークの構築を支援するよう、UCLG、ICLEI、CITYNET のような地方自治体連合に働きかける。	2
34.	各国政府は、災害リスク削減を促進するために、水文・気象データをあらゆるレベルで(地域、国、地元)共有すべき公共財として宣言する。	この主張を支持する宣言をするよう、国連総会(UNGA)によって国家元首に呼びかける。	6
35.	各国政府は、整備範囲の情報を含む、その国における早期警報システムの現状を UN/ISDR に報告する。	提案した行動を実現するよう、UN/ISDR に働きかける。	2
36.	河口氾濫域(デルタ)に位置する国は、気候変動の進行に伴う海面上昇に共同で立ち向かうために、「広域デルタ国ネットワーク」の構築を呼びかける。	提案したネットワークの構築のために、中心となる参加国を特定し、働きかける。	6
37.	国連 は、関係国際機関と連携して、水と災害削減に関する「国際年」を宣言する。	水と災害削減に関する「国際年」創設のために、各国首脳に呼びかける。	1
38.	IPU、Globe のような議員団体は、全世界の議会に対し、経済成長と水関連災害の削減を議論する特定の「日」の創設を要請する。	IPU や Globe のような議員団体に、提案した行動の実現を働きかける。	1
39.	再保険会社、政府、国際金融機関は、水関連災害を防ぐための、新たな資金調達メカニズムを構築する。	再保険会社、政府、国際金融機関に、提案したメカニズムの構築を働きかける。	4
40.	国際的な専門家の技術学会は、耐水建築物のガイドラインを作成する。	適切な国際的専門家の技術学会を選定し、提案したガイドラインの作成を働きかける。	3

付属文書 2 : 用語解説

用語³

適応

実際の気候や予測される気候の変化やその影響に対応する、自然や人間社会の調整機能。それによって被害を抑制し、利点を活用できる。

能力開発

人、組織、社会が、知識、技術、システム、制度の改善などを通じて、社会・経済上の目標を達成するために、組織的に、時間をかけて自らの能力を刺激し、開発するプロセス。

気候変動

- (a) 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) は、気候変動を以下のように定義している。「平均値の変化や（または）特性の変動によって特定でき（統計的データ）、10 年ないしはそれ以上の期間継続する気候状態の変化。気候変動は、自然の内的プロセスに起因するもの、外的強制力によるもの、または大気成分や土地利用の人為的変化に起因するものと考えられる。」
- (b) 気候変動に関する国連枠組条約 (UNFCCC) は気候変動を次のように定義している。「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。」

災害

広範な人的、物的、経済、環境の損失及びそれらの影響を伴う（地域）社会の機能の甚大な破壊であり、被災した社会が自らの資源を活用して対処できる能力を超えているもの。

災害リスク

将来のある一定の期間において、特定の地域あるいは社会に起こる可能性がある、生命、健康、生活、資産、サービス面の潜在的な災害損失。

災害リスクの削減

災害の原因となっている要因を分析・管理する組織的な取組みによって、災害リスクを削減するという概念及び実践。例えば、ハザードにより起こりうる損害の軽減、人や資産の脆弱性の低下、土地や環境の賢明な管理、有害事象への備えの向上などを通じて行われる。

早期警報システム

危険にさらされている個人、地域社会、団体が、十分な時間をもって準備を整え、適切に行動して危害や損失を抑制することができるように、適時に有意義な警告情報を発信し広めるために必要な能力。

外力（ハザード）

人命の損失、負傷、健康被害、財産への損害、生活やサービスの低下、社会的・経済的崩壊、環境破壊を引き起こす可能性のある危険な自然事象・現象、人間の活動や状態。

自然現象（による危機）

人命の損失、負傷、健康被害、財産への損害、生活やサービスの低下、社会的・経済的崩壊、環境破壊を引き起こす可能性のある自然のプロセスあるいは現象。

災害への備え

起こる可能性がある、あるいは間近に迫った、または現在の危険な事象や状態を効果的に予測し、対応し、災害から復旧するために、政府、専門の防災・復旧組織、地域社会、個人などによって開発された知見及び能力。

災害の防止

災害及び関連災害の悪影響を全面的に回避すること。

復旧

被災地域の施設、生活及び生活状態を回復し、必要に応じて改善すること。災害リスク要因の削減も含む。

回復力、災害への耐性

危険にさらされているシステム、地域、社会が、適時に効率的な方法で外力（ハザード）の影

³ 「水関連災害」の定義を除いて、その他の定義は UNISDR の「災害リスク削減に関する用語集」(2009)に基づいている。

響に耐え、影響を緩和して適応し、そして影響から回復する能力。重要な基本的構造物や機能を保全し復元することも含む。

対応

災害の最中や直後に、被災者の生命を救い、健康被害を抑制し、住民の安全を確保し、生活必需品の供給に関する緊急サービスや公的支援を提供すること。

リスク

ある事象が起こる可能性とその悪影響の組み合わせ。

リスク評価

発生の可能性のある現象の分析と、人命、財産、サービス、生活とそれらが依存している環境を損う可能性がある脆弱性の現状評価によって、リスクの種類と程度を決定する方法。

リスク管理

潜在的な被害と損失を最小限に抑えるために、不確実性を管理する組織的な取り組みと実践

構造物・非構造物対策

構造物対策：災害の潜在的影響を削減する、ないしは回避するためのあらゆる物理的建設。または、構造物やシステムの災害耐性や回復力を高めるための工学技術の応用。

非構造物対策：リスクやその影響を削減するための知見、実践または合意を活用し、物理的建設を伴わない方法。特に、政策や法律、国民の意識向上、訓練、教育を通して行う。

持続可能な発展

将来世代が自分たちのニーズを満たす能力を危うくすることなく、現在のニーズを満たす発展。

水関連災害

これには、洪水、干ばつ、地下水の過剰汲み上げ、河川・湖沼・湿地の汚染、水を基盤とした生態系サービスの消失、地滑り、土石流、高潮、津波などを含む。

略語

ASEAN	東南アジア諸国連合
CITYNET	アジア太平洋都市間協力ネットワーク
CSR	企業の社会的責任
DAC	OECD 開発援助委員会
ECHO	緊急対応及び地域保健活動
ECLAC	国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会
ECOSOC	国連経済社会理事会
ESCAP	国連アジア・太平洋経済社会委員会
GWP	世界水パートナーシップ
ICLEI	イクレイ(持続可能性を目指す自治体協議会)
ICRC	赤十字国際委員会
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
IPU	列国議会同盟
IWA	世界水協会
OCHA	国連人道問題調整部
OECD	経済協力開発機構
SADC	南部アフリカ開発共同体
UCLG	世界地方自治体連合
UNESCO	ユネスコ(国連教育科学文化機関)
UNFCCC	国連気候変動に関する枠組条約
UNGA	国連総会
UNICEF	ユニセフ(国連児童基金)
UN/ISDR	連国際防災戦略事務局
UNSGAB	国連水と衛生に関する諮問委員会
WASH	水と衛生と公衆衛生
WMO	世界気象機関
WWC	世界水会議